

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせてください。



福祉事務所等	電話番号	所在地	受付時間
海草振興局健康福祉部	(073)482-5511	〒642-0022 海南市大野中939	9:00~17:45 (土・日・祝日・ 年末年始を除く平日)
伊都振興局健康福祉部	(0736)42-0491	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927	
有田振興局健康福祉部	(0737)64-1291	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	
日高振興局健康福祉部	(0738)22-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	
西牟婁振興局健康福祉部	(0739)26-7931	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	
東牟婁振興局健康福祉部	(0735)21-9610	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	
東牟婁振興局健康福祉部 串本支所	(0735)72-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	

日々の生活費にお困りの方への貸付の案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活福祉資金でお悩みの方に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。

- お問合せ先：お住まいの市町村社会福祉協議会
- 貸付の対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯等
- 貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円
その他の場合 10万円以内
- その他：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

Q どうしても振興局へ行けないのですが・・・

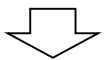
A どうしても行けない場合は、家庭訪問や近くの役場で相談することができます。

Q 仕事のあっせんはしてくれますか？

A 仕事のあっせんはしていませんが、ハローワークへの同行などの支援はできます。

相談支援の流れ

①事前に相談日の予約をしてください。（まずはお電話ください。）

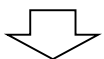


②相談員がお困りごとをお聞きします。（振興局でお聞きします。）



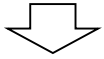
③一人ひとりにあった支援プランを作成します。

※支援プランの作成を希望しない場合でも、お気軽にご相談ください。



④支援プランに沿った支援を行います。

生活福祉資金、住居確保給付金など各種制度の紹介、ハローワークへの同行などを支援します。



課題を解決しながら、自立を目指しましょう。